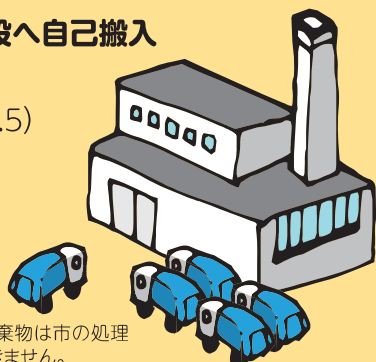


事業系一般廃棄物の処理方法

事業系一般廃棄物の処理方法は、以下のいずれかによります。

●市の処理施設へ自己搬入

下関市の
処理施設 (P.5)



※特別管理一般廃棄物は市の処理施設では受入できません。

●一般廃棄物収集運搬許可業者等に依頼

一般廃棄物収集運搬許可業者 (P.6)
再生輸送業個別指定業者 (P.6)



事業ごみを家庭ごみとして出すことは出来ません!!!

市が収集するのは、家庭の日常生活から出るごみだけです。事業ごみは規模にかかわらず必ず事業者の責任で適正に処理してください。

事業ごみを地域のごみステーションへ
排出するのはルール違反です。



ごみの不法投棄は犯罪です!!!

ごみをみだりに投棄すると、5年以下の拘禁刑もしくは1,000万円以下の罰金(法人の場合は3億円以下)又は併科に処せられます。



下関市の処理施設

自ら市の施設に搬入する場合

受付日時 月曜日～金曜日
8時15分～16時00分
※祝日も搬入できます。

休業日 土曜日、日曜日
年末年始

一般廃棄物処理手数料

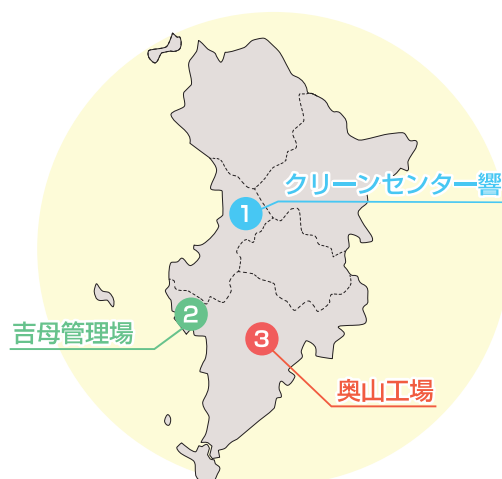
100kgまでごとに520円

産業廃棄物処分費用

100kgまでごとに1,560円

※各施設で料金を精算します。

※上記手数料は、令和7年12月1日時点の額です。



1 クリーンセンター響

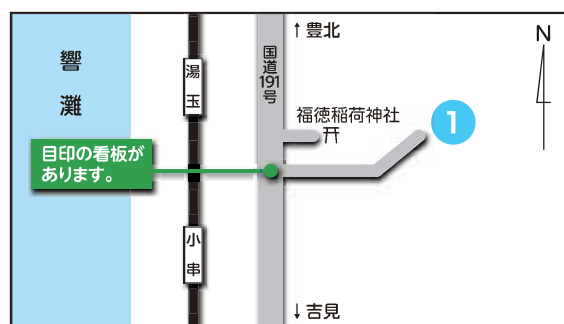
一般廃棄物のみ受付

下関市豊浦町大字宇賀13528-12

☎776-0321

【搬入時の分別】

一般廃棄物のみ搬入可能



2 吉母管理場

不燃ごみ受付

【搬入時の分別】

- ①ソファ・ベッド・マット等 (スプリング入)
- ②ガラス・陶磁器 ③がれき類
- ④金属くず ⑤家電製品(一部を除く)
- ⑥自転車 ⑦乾電池 ⑧硬質プラスチック類

下関市大字吉母字舟頭10332-1 ☎286-2803



3 奥山工場

可燃ごみ受付

【搬入時の分別】

- ①生ごみ ②繊維類 ③紙くず ④草
- ⑤木くず ⑥家具(ガラスや鏡は外す)
- ⑦ビニール類(1m以内に切断)
- ⑧軟質プラスチック類

下関市大字井田字桑木10378 ☎257-5311

お問い合わせ

環境施設課 管理係

電話:252-1943

